“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第100号
2016. 2. 1発行
島根県農地･水･環境保全協議会

「平成２７年度事務実務研修会」開催

松江会場

平成２７年１２月２１日から平成２８年１月２０日かけて「平成 27 年度　事務実務研修会」を開催しました。この研修会は、各活動組織で事務を担当されている方を中心に、多面的機能支払交付金の事務を適正かつ円滑に処理していただくようにと開催したものです。

農地維持支払では、活動期間中に「事務研修」を 1 回以上受けることが必須要件となっていることから、より多くの活動組織の方に参加していただけるよう今年度は県内 5 会場で開催したところ、304 組織約 430名の方に参加していただきました。これは、県内 662 活動組織の内の 45%の活動組織が参加されたことになります。

研修会では、初めに県から８月末から 11 月初めに行われた「中国四国農政局の抽出検査の指摘事項」、平成 26 年度から追加された「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」や、「活動中の安全管理及び事故発生の事例等」について説明がありました。

次に協議会事務局から、「平成 27 年度多面的機能支払交付金実施状況報告書」の作成時の留意事項として、「活動記録」、「金銭出納簿」、「実施状況報告書」はそれぞれが関連性があることや、年度内に必ず実施しなければならない活動が適切になされているかの確認が重要であるなど、ポイント毎に記入例を交えながらの説明を行いました。

研修会後のアンケートでは

●研修会の内容について		●事務について煩雑と思われていることは何か（回答の内上位）	
わかりやすい内容だった	62%	活動記録の作成	35%
難しい内容だった	9%	実施状況報告書の作成	27%
難しい内容だったが参考になった	29%	金銭出納簿の作成	19%

また「更なる事務の簡素化を望む」「毎年報告様式を変更しないでほしい」「質問時間を多く取って欲しい」など、多数のご意見をいただきました。今後の研修会等の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

県からの情報提供でもありましたが、全国的に草刈り等作業時の事故が多発しています。作業前の現場の安全確認や万が一に備えた傷害保険に加入されるなど、十分に気をつけていただき、安全に活動されることをお願いいたします。

活動事例紹介

私たちの地域は子々孫々まで守り抜くぞ

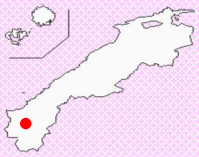

和田水土里の会（津和野町）

私たち和田水土里の会は、津和野町の東部に位置する、周辺の山々に囲まれた山村集落で、古くから、水稲作や特産物の生産を行いながら、維持発展して参りました。しかしながら、昨今の担い手不足と農地の荒廃化を防ぐため、基盤整備が急務となり、平成２４年度に和田水土里の会を結成し、国の農地・水保全管理支払交付金制度を活用し、共同活動に取り組む事に致しました。

総勢２０戸の小集落で高齢化率４０％の組織ですが、我々の地域は子々孫々まで守り抜く決意の基に、集落の皆さんからの意見、要望を取りまとめ、緊急性の高い事業から進める事にし、その結果、大井手水路の改修整備を行う事に致しました。

当水路は、総延長約１.５㎞で、農用地約４ha を要し、昭和１８年の大水害で修復以来、年数も経過し、毎年補修を行いながら今日まで維持管理を行って参りましたが、今回の農地･水保全管理支払交付金への取組を契機に、抜本的な改修整備を行うことにしました。当集落は対象面積も少なく、交付金も限られておりますので、高額な業者委託にはせず、会員の中で土木技術を持った者を中心に、床堀、型枠、コンクリ打ちなど作業分担をし、ハードな作業は若者達を中心に、実施して参りました。

平成２４年度は、頭首工の補強工事を行い、平成２５年度は、水路の床板工１２m、平成２６年度は、用水路工（左岸側壁）８０m、平成２７年度は、用水路反対側（右岸側壁）８０m の改修工事を行いました。

H25 用水路補修　完成

当地域は、平成２５年島根・山口豪雨災害で罹災し、未だ復旧の途上にありますが、幸いに当事業で行った箇所は被害を免れました。しかし、依然として未改修部分が多く残されており、今後も高齢化に負けず本会員一丸となって、取り組んで参りたいと考えております。

ネットワーク通信が１００号を迎えました

旬な話題をいち早く

- 新制度の紹介
- 協議会主催の技術研修や事務研修などの開催予定や報告

活動事例や組織を紹介

- 活動組織からお寄せいただいた事例紹介
- 活動組織へ出向いての突撃レポート
- 活動をピンポイントで伝えるお便りコーナー

活動や事務を分かりやすく

- 活動や事務を進めていただく上での留意点を分かりやすく説明
- 活動組織からの相談にお答えする相談室コーナー

ネットワーク通信は、活動組織の皆さんが多面的機能支払交付金の情報を共有できるようにと、毎月発行しています。
これからも皆さんの一番身近な情報誌として頑張っていきますのでよろしくお願いします。

ようこそ相談室へ

交付金の持越し（繰越し）について

Q　３ 月末に交付金が残った場合は、翌年度に持越しが可能だと思いますが、詳しく教えてください。

A　はい、**農地維持・共同交付金及び長寿命化交付金とも持越しは可能**です。持越金額に制約はありませんが、交付金の趣旨から極力低額としてください。

農地維持・共同交付金は、春作業に要する経費程度とし、長寿命化交付金は、活動計画に基づき実施されて交付金が残れば持越しができます。

Q　翌年度の交付金が入金になるまでに、活動費が不足します。これに備えるために持越額を増やしていいですか？

A　交付金の早期交付については、関係機関に申し入れております。持越しは、交付金が交付されるまでの資材購入費や機器リース費用程度とし、日当については交付金が交付されてから支払うなどご無理をいいますがよろしくお願いします。

Q　長寿命化活動で全額持越し、翌年度以降まとめて業者に委託することは可能ですか？

A　**全額持越しは出来ません**。翌年度工事のため資材購入や点検調査費、また、準備作業等に交付金を活用願います。

大雪による各施設の倒木処理について

見回りの結果、水路や農道等に倒木が見られ通水や通行に障害が生じている場合、農地維持支払交付金「異常気象後の応急措置」で倒木処理が行えます。

■倒木を切り倒す際や処理には、安全に十分配慮し必要に応じて森林組合、専門業者等へ委託が出来ます。

■施設の管理者、倒木等の所有者と協議を進めた上で安全第一に作業を進めてください。

★今月の予定★

2月2日(火)	島根県農地･水・環境保全協議会　平成２７年度第２回通常総会
2月4日(木)	平成２７年度多面的機能支払交付金中国四国シンポジウム in 愛の国えひめ（愛媛県松山市）

ちょっと一息 おたよりコーナー

より安全な活動を目指して

邑南町石見地域農地･水･環境保全管理協定運営委員会

邑南町石見地域農地･水･環境保全管理協定運営委員会の横引集落では、高齢化により保全管理が困難な農用地の草刈りを共同で行っています。

刈払機の事故が多発している昨今、保険にも加入し万が一に備えていますが、1月17日に専門家を招いて「刈払機」の安全講習会を開催しました。日頃使い慣れている刈払機ですが、使用する際のヘルメットや防護メガネ等の防護の徹底や、作業間隔の確保、正しい刈払機の使用方法など安全作業に役立つ有意義な講習会でした。

活動組織の皆さん講習会お疲れ様でした。くれぐれも安全第一で作業を続けてください。

活動事例募集中！

あなたの組織の活動をネットワーク通信で紹介してみませんか。組織の紹介でも構いません。
「原稿を書くのはどうも・・・」と思われれば、お話を伺ってこちらで記事をまとめます。
「ウチの活動を紹介してみよう」と思われる方は、まずはお気軽にお電話ください。
TEL（0852）32-4141、メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp
水土里ネット島根「ネットワーク通信」係まで

～担当者の声～

思い起こせば、平成１９年１１月に産声をあげたこの『ネットワーク通信』も本誌で記念すべき「第１００号」を迎えました！！この間、毎月楽しみにしてくださっているお声の一方では封筒のままどこへやら・・といった声もお聞きします。ともあれ、編集長は、「通過点に過ぎない！」と言っておりますので、まだまだ続くと思います。

更に皆さんの活動のお役に立てるようスタッフ一同がんばりますので、今後ともご購読のほどよろしくお願いします。（協議会　Ｓ）

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根
Tel 0852-32-4141　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ　Tel 0852-22-6262
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

あまや農地・水を守る会（大田市）